

ドメスティック・バイオレンス：DV/ストーカー

(ドメスティック・バイオレンス)

ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力で、身体的暴力のみならず、様々な暴力（心理的、社会的、経済的等）があります。その目的は、被害者の人格や安全を脅かし自分の思い通りに支配しようとすることです。この配偶者からの暴力は、犯罪となる行為です。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）により、配偶者による暴力に関する相談や被害者の保護が定められています。

○保護事業

女性センターや福祉事務所、警察署などに相談してください。

被害を受けたり、受けている方を見かけたときは、お近くの配偶者暴力相談支援センター、警察署などに相談してください。また、全国の地方法務局には、女性専用の電話相談窓口「女性の人権ホットライン」が設けられています。

配偶者暴力相談支援センターでは、女性の相談員が相談にのってくれるほか、保護を受けることもできます。

問い合わせ先

神戸地方法務局「女性の人権ホットライン」	0570-070-810
西宮市DV相談室（配偶者暴力相談支援センター）	0798-23-6011
西宮市男女共同参画センター ウェーブ（西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階）	0798-64-9495

(ストーカー)

ストーカーとは、特定の者に対する恋愛感情や、それが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその家族などに対して「つきまとい、待ち伏せ、押しかけ」、「面会、交際の要求」、「無言電話」などを行うことです。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）により、ストーカー行為に対する処罰などの規制や、被害者に対する支援等が定められています。

ストーカーの被害を受けたり、受けている方を見かけたときは、お近くの警察署、交番に相談してください。

問い合わせ先

警察署の総合相談電話 「#9110」（全国共通）

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。